

指導の目標

・さまざまなカードの目的や特徴の違いを十分理解できるようにさせましょう。なかでもクレジットカードが他のカードとひととき違う点に注目させてください。

指導の進め方

・プリペイドカード、クレジットカード、デビットカードなどの特徴や差異を調べさせましょう。次に、クレジットカードでの購入のしくみが理解できるように、概念図を効果的に使用したり、実際に消費者・販売店・カード会社ごとに分担を決めて、生徒にお金と商品の動きを確認させるのもよい方法です。

●留意点●

家族会員カードを含め、クレジットカードは高校生にはもてませんが、就職すればもちろん、大学生にも発行されます(ただし、未成年の場合は親権者の同意が必要です)。このため、基本的な知識をしっかり身につけさせましょう。

事項の解説

◆ カード時代

キャッシュカード、プリペイドカード、交通機関のチャージ型ICカード、クレジットカード、デビットカード、ネットショッピングやゲーム専用のウェブカード……、私たちの周りにはいろいろなカードがあふれています。そして、これらは一口にカードといっても、みなそれぞれ異なった役割をもっています。

プリペイドカードは、カードを買い、そのカードを使って代金分だけのサービスを利用するというものですから、カードを使うことによって、新たに借金が発生するものではありません。最近急速に普及してきているものにチャージ型カード(ICカード)があります。交通機関だけでなく駅の売店、コンビニエンスストアなどで利用できるもので、チャージ分が不足すれば同一カードにいつでも追加が可能です。

これに対して、クレジットカードというのは、カードでキャッシング(お金を借りること)をしたり、物を購入したりして、あとで借りたお金を返済したり、買ったものの代金を支払うものをいいます。したがって、利益を先に受け、それにとまなう支払いをあとにするということですから、代金が支払えなくなるなどいろいろな問題が生じることがあります。クレジットカードは、お金の代用ともいえますので、アメリカなどでは現金(キャッシュ、ペーパーマネー)に対して、プラスチックマネーと呼ばれることがあります。

デビットカードは、金融機関の預金残高の範囲内で、買い物などに使用できるものです。店頭などでの買い物と同時に、その額が自分の金融機関の預金口座から引き落とされたり、使用できなくなります。従来はキャッシュカードがそのままデビットカードとして国内の量販店、百貨店などで利用されるケースが中心でしたが、最近では金融機関がクレジットカードの国際ブランドと提携して発行したデビットカードの利用が拡大しており、より広範囲の店舗等(海外店舗を含む)やネットショッピングで使用されるようになっていきます。



❖ さまざまなクレジットカード

クレジットカードにもいろいろの種類があります。発行機関別に、カードの具体例をあげながら、その機能を紹介します。

① 銀行系クレジットカード

銀行や銀行の関連会社などが発行しているカードです。カード会社と提携している店（加盟店）で、カードにより商品を買ったり、サービスを受けたりでき、代金は翌月一括して（マンスリークリア）支払います。中小割賦販売業者保護という政策的判断から、他のクレジットカードと違い、長い間、分割払いはできませんでしたが、1990年から銀行系カードにも分割払いが導入され、今日に至っています。現金借り入れ（キャッシング）もできるものが普通です。

② 信販系クレジットカード

信販会社が発行しているカードです。信販会社と提携している店で、カードにより商品を買うことができます。代金は、一括払いも分割払いもどちらもできます。分割払いの場合には手数料がかかり、その率は分割の回数や支払方法によって異なります。分割の場合、後述するクレジット契約（p.15参照）との違いは、カードを使うか否かだけです。キャッシングもできます。

③ 流通系クレジットカード

百貨店や大型スーパーなどが発行しているカードです。以前は発行する店舗の専用カード（ハウスカード）としての役割をもち、その店でしか使用できないものの、会員向けの割引など各社独自の特典を設けていました。現在は提携クレジットカードの形式が増え、使用範囲も広がって利便性が高まっています。代金は分割払いもでき、キャッシングもできるカードがほとんどです。

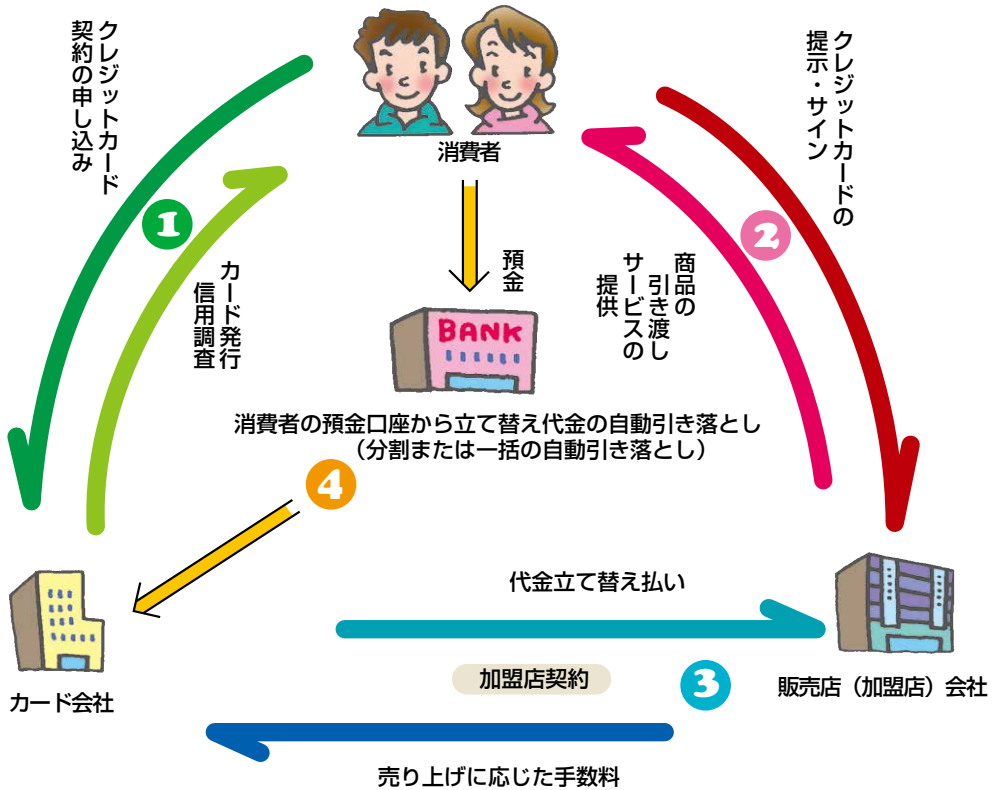
④ その他

各地の商店会・専門店会が発行する専門店系クレジットカード、化粧品会社・航空会社・旅行会社・家電会社などの発行するメーカー系クレジットカード、ガソリンスタンドで利用できる石油系クレジットカードなどがあります。やはり提携クレジットカードの形式が増えています。

❖ クレジットカード取り引きのしくみ

流通系クレジットカードの場合は、当事者がカード発行者（百貨店・大型販売店）と会員だけですので、通常の販売・貸し付けと同じしくみとなります（ハウスカードの場合）。

これに対し、銀行系および信販系クレジットカードの場合は、当事者としてカード発行者・会員のほかに、加盟店である販売店が加わり、そのしくみは次の図のようになります。



4 クレジットカード取り引きQ&A

Q：クレジットカードを使うときの手数料はどうなっているのですか？

A：一括払い（1回払い）のときは手数料はかかりませんが、分割払いのときは分割回数に応じて手数料（実質的には金利）がかかります。分割回数が多いほど手数料は高くなり、実質年利で12～15%くらいが通常となります。リボルビング払い（毎月一定額を返済するなど、p.14参照）では15%が中心です。キャッシング（カードでお金を引き出す）は15～18%が通常です。

手数料以外に、年会費がかかる場合が多く、1万円程度としている会社もあります。なお、カード会社は、加盟店からも手数料（カード取扱料の2～5%くらい）を得ています。

クレジットカードの手数料（金利）の例

2018年12月時点								
1回	2回	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回～36回
0	0など	10.05 ～14.9	11.13 ～14.9	11.43 ～14.9	12.04 ～14.9	12.19 ～15.0	12.31 ～15.0	12.34 ～15.0

実質年利，単位%

Q：カードを紛失したり盗まれて不正使用された場合、会員に責任がありますか？

A：会員規約には、一般的に「紛失や盗難により、カードが不正に使用された場合の損害は会員の負担とする」と定められています。

ただし、会員が紛失・盗難の事実を最寄りの警察に届け出て、かつ所定の紛失・盗難届をカード会社に提出した場合には、カード会社が受理した日の「60日前」以降の不正使用による損害を保障しているものが多いです。もっとも、これらの場合でも、紛失・盗難が会員の故意または重過失によるとき（カードを長期間人目のつくところに放置していたなど）や、他人に貸与・質入れしていたとき（借金の担保にしたときなど）には会員が責任を負います。

自分のもっているクレジットカードの会員規約がどのようになっているかをよく調べ、かつ、紛失・盗難の場合は直ちに警察とカード会社に届けることが大切です。

⑤ クレジットカード利用に際して注意したい点

- ① 自分のもっている、あるいは、もとうとしているカードがどのようなものをよく知っておくことが、まず大切です。
- ② 盗難・紛失の危険を考え、不要なカードはもたないようにしましょう。
- ③ クレジットカードには、それぞれ締め日・支払い日・利用限度額などが決められていますから、それらを忘れないようにしましょう。
- ④ けっして他人に貸したり、担保に供したりしないでください。
- ⑤ クレジットカードの利用は、結局は借金なのですから、常にいくら借金があるのかを確認しておくことが大切です。

